

- ・ 2021 上場ガイドブック (TOKYO PRO Market 編) 最終更新版からの主な改訂は以下の赤字の通りです。
- ・ 表現の修正などの軽微な改訂については記載を省略しています

ページ	新	旧																				
4	<p>(2) プロ投資家について (略) (表) 特定投資家等の概要</p> <table border="1" data-bbox="192 461 1149 871"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定投資家</td> <td>適格機関投資家 (金融機関など)、国、日本銀行</td> </tr> <tr> <td>特定投資家 (一般投資家へ移行可能)</td> <td>上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社</td> </tr> <tr> <td>「みなし」特定投資家</td> <td>特定投資家以外の株式会社、一定の要件に該当する個人 <u>(注)</u></td> </tr> <tr> <td>非居住者</td> <td>日本国内に住所又は居所を持たない個人、日本国内に主たる事業所を持たない法人</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 一定の要件に該当する個人の範囲 (一部)</u> 次のいずれかに該当し、かつ、1 年以上の取引経験を有していること</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 純資産・投資性金融資産ともに 3 億円以上と見込まれること</u> <u>2. 年収 1 億円以上と見込まれること</u> <u>3. 純資産 5 億円以上と見込まれること</u> <u>4. 投資性金融資産 5 億円以上と見込まれること</u> <u>5. 純資産 3 億円以上と見込まれ、かつ、年平均取引頻度 4 回/月以上</u> <u>6. 投資性金融資産 3 億円以上と見込まれ、かつ、年平均取引頻度 4 回/月以上</u> <u>7. 特定の職業経験 (金融機関業務、会社経営のコンサル、経済・経営に関する教職・研究職) 又は特定の保有資格 (証券アナリスト、証券外務員、FP・CFP・AFP、中小企業診断士) を有し、かつ、年収 1,000 万円以上と見込まれること</u> <u>8. 特定の職業経験 (同上) 又は特定の保有資格 (同上) を有し、かつ、純資産又は投資性金融資産 1 億円以上と見込まれること</u> <p><u>※財産要件及び取引要件への該当性を証券会社が確認する場合、自社のみなら</u></p>	項目	具体例	特定投資家	適格機関投資家 (金融機関など)、国、日本銀行	特定投資家 (一般投資家へ移行可能)	上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社	「みなし」特定投資家	特定投資家以外の株式会社、一定の要件に該当する個人 <u>(注)</u>	非居住者	日本国内に住所又は居所を持たない個人、日本国内に主たる事業所を持たない法人	<p>(2) プロ投資家について (略) (表) 特定投資家等の概要</p> <table border="1" data-bbox="1178 461 2134 951"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定投資家</td> <td>適格機関投資家 (金融機関など)、国、日本銀行</td> </tr> <tr> <td>特定投資家 (一般投資家へ移行可能)</td> <td>上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社</td> </tr> <tr> <td>「みなし」特定投資家</td> <td>特定投資家以外の株式会社、一定の要件に該当する個人 <u>(純資産の合計額/金融資産の合計額が 3 億円以上と見込まれ、1 年以上の取引経験を有すること)</u></td> </tr> <tr> <td>非居住者</td> <td>日本国内に住所又は居所を持たない個人、日本国内に主たる事業所を持たない法人</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p>	項目	具体例	特定投資家	適格機関投資家 (金融機関など)、国、日本銀行	特定投資家 (一般投資家へ移行可能)	上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社	「みなし」特定投資家	特定投資家以外の株式会社、一定の要件に該当する個人 <u>(純資産の合計額/金融資産の合計額が 3 億円以上と見込まれ、1 年以上の取引経験を有すること)</u>	非居住者	日本国内に住所又は居所を持たない個人、日本国内に主たる事業所を持たない法人
項目	具体例																					
特定投資家	適格機関投資家 (金融機関など)、国、日本銀行																					
特定投資家 (一般投資家へ移行可能)	上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社																					
「みなし」特定投資家	特定投資家以外の株式会社、一定の要件に該当する個人 <u>(注)</u>																					
非居住者	日本国内に住所又は居所を持たない個人、日本国内に主たる事業所を持たない法人																					
項目	具体例																					
特定投資家	適格機関投資家 (金融機関など)、国、日本銀行																					
特定投資家 (一般投資家へ移行可能)	上場会社、資本金 5 億円以上の株式会社																					
「みなし」特定投資家	特定投資家以外の株式会社、一定の要件に該当する個人 <u>(純資産の合計額/金融資産の合計額が 3 億円以上と見込まれ、1 年以上の取引経験を有すること)</u>																					
非居住者	日本国内に住所又は居所を持たない個人、日本国内に主たる事業所を持たない法人																					

ページ	新	旧																																				
	<p><u>ず他社での状況を勘案することが可能</u> <u>※詳細は、金融庁ホームページをご確認ください</u> <u>(https://www.fsa.go.jp/common/law/tokutei/)</u></p>																																					
9	<p>4 上場までのステップ (略) <u>(注) ファイナンスを実施しない場合も、株式等振替制度への対応等から、対外公表から上場まで1か月程度を要しますが、短縮する場合は、株式事務代行機関にご相談ください。</u></p>	<p>4 上場までのステップ (略) <u>(注) 未上場会社でファイナンスを実施せずに上場する場合も、株券電子化等に伴う諸手続きの関係から、対外公表から上場まで1か月程度の期間を要する場合があります。</u></p>																																				
33	<p>Q 2 : TOKYO PRO Market 上場会社が国内の他の金融商品取引市場へ上場する場合の手続きについて教えてください。</p> <p>A 2 : (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>他の金融商品取引市場への 上場手続き</th> <th>TOKYO PRO Market の 上場廃止手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>上場申請（新規上場と同様の手続き）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="3"><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>上場承認</td> <td>上場廃止申請 <u>(注3)</u></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>—</td> <td>上場廃止日（注2）</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>新規上場日（注1、2）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 原則、TOKYO PRO Market 上場時の証券コードを継続使用します。 (注2) 上場廃止日及び新規上場日の具体的な日程に関しては別途ご相談ください。 <u>(注3) 他市場への上場に伴う上場廃止申請の場合、株主総会特別決議は不要です。</u></p>		他の金融商品取引市場への 上場手続き	TOKYO PRO Market の 上場廃止手続き	①	上場申請（新規上場と同様の手続き）	—	<u>(削除)</u>			②	上場承認	上場廃止申請 <u>(注3)</u>	③	—	上場廃止日（注2）	④	新規上場日（注1、2）	—	<p>Q 2 : TOKYO PRO Market 上場会社が国内の他の金融商品取引市場へ上場する場合の手続きについて教えてください。</p> <p>A 2 : (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>他の金融商品取引市場への 上場手続き</th> <th>TOKYO PRO Market の 上場廃止手続き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>上場申請（新規上場と同様の手続き）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>—</td> <td><u>株主総会特別決議</u></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>上場承認</td> <td>上場廃止申請</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>—</td> <td>上場廃止日（注2）</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>新規上場日（注1、2）</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 原則、TOKYO PRO Market 上場時の証券コードを継続使用します。 (注2) 上場廃止日及び新規上場日の具体的な日程に関しては別途ご相談ください。 <u>(新設)</u></p>		他の金融商品取引市場への 上場手続き	TOKYO PRO Market の 上場廃止手続き	①	上場申請（新規上場と同様の手続き）	—	②	—	<u>株主総会特別決議</u>	③	上場承認	上場廃止申請	④	—	上場廃止日（注2）	⑤	新規上場日（注1、2）	—
	他の金融商品取引市場への 上場手続き	TOKYO PRO Market の 上場廃止手続き																																				
①	上場申請（新規上場と同様の手続き）	—																																				
<u>(削除)</u>																																						
②	上場承認	上場廃止申請 <u>(注3)</u>																																				
③	—	上場廃止日（注2）																																				
④	新規上場日（注1、2）	—																																				
	他の金融商品取引市場への 上場手続き	TOKYO PRO Market の 上場廃止手続き																																				
①	上場申請（新規上場と同様の手続き）	—																																				
②	—	<u>株主総会特別決議</u>																																				
③	上場承認	上場廃止申請																																				
④	—	上場廃止日（注2）																																				
⑤	新規上場日（注1、2）	—																																				
35	<p><u>Q11 : 特定の大株主との間で、重要事項の事前承認や役員任命権の付与などが含まれる株主間契約を締結していますが、上場前に解消する必要はありますか。</u></p> <p><u>A11 : 特定の株主に特別な権利を付与する契約の存在は、その他の株主の権利を損なうものとなる懸念があります。しかし、会社の成長の段階に照らして、上場後も株主間契約により特定の株主に深く経営関与させることが企業価値向上の観点から合理的である場合等、プロ投資家を対象にした TOKYO PRO Market においては、特定証券情報（又は発行者情報）における十分な開示をした上で維持することも考えられます。</u> <u>ただし、株主の権利の保護やインサイダー情報管理の観点から、合理性の</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>																																				

ページ	新	旧
	<p><u>認められない株主にまで特別な権利を付与していないか、市場機能の妨げとなる株式売却や譲渡に関する取り決めはないか等、担当 J-Adviser との間で既存の契約内容を協議し、必要に応じて修正することをご検討ください。</u></p>	
36	<p>Q13 : TOKYO PRO Market に上場する要件として、監査法人による監査が求められていますが、当該監査法人が上場会社監査事務所登録制度に登録されている監査法人である必要はありますか。</p> <p>A13 : TOKYO PRO Market では、<u>日本公認会計士協会の上場会社等監査人登録制度に登録されている監査法人（登録上場会社等監査人）</u>による監査が望ましいと考えております。</p>	<p>Q12 : TOKYO PRO Market に上場する要件として、監査法人による監査が求められていますが、当該監査法人が上場会社監査事務所登録制度に登録されている監査法人である必要はありますか。</p> <p>A12 : TOKYO PRO Market では、<u>規則上、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に登録されている監査法人であることを必須の条件とはしていませんが、登録されている監査法人（準登録事務所名簿に登録されている監査事務所（日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。）を含む。）</u>による監査が望ましいと考えております。</p>
37	<p>Q16 : TOKYO PRO Market への新規上場時にファイナンス（資金調達）を実施する場合の手続きを教えてください。</p> <p>A16 : TOKYO PRO Market への新規上場時にファイナンスを実施する場合には、上場申請日に特定証券情報を東証に提出し、公表された後に特定投資家向け取得勧誘を行います。<u>発行価格は、例えば、プレマーケティングやブックビルディング方式に準拠したスキーム等を実施することにより決定する事例があります。これ以外のスキームにより発行価格を決定することも考えられますが、詳細は担当 J-Adviser にご相談ください。</u></p> <p>なお、<u>担当 J-Adviser が証券会社ではない場合には、株式の引受業務等を担う証券会社を別途選定する必要があります。</u>また、証券会社が株式の引受業務を担わず、需要動向の調査、発行価格の算定、投資家への勧誘等（ブックランナー）のみを担う場合もあります。</p> <p><u>【ブックビルディング方式に準拠したスキームを採用する場合のスケジュール例】</u></p>	<p>Q15 : TOKYO PRO Market への新規上場時にファイナンス（資金調達）を実施する場合の手続きを教えてください。</p> <p>A15 : TOKYO PRO Market への新規上場時にファイナンスを実施する場合には、上場申請日に特定証券情報を東証に提出し、公表された後に特定投資家向け取得勧誘を行います。<u>ファイナンス価格は、プレマーケティングやブックビルディング方式に準拠したスキーム等を実施することにより決定することが考えられます。</u></p> <p>なお、J-Adviser が証券会社ではない場合には、株式の引受業務を担う証券会社を別途選定する必要があります。また、証券会社が株式の引受業務を担わず、需要動向の調査、発行（<u>売出し</u>）価格の算定、投資家への勧誘等（ブックランナー）のみを担う場合もあります。<u>基本的には他の金融商品取引市場への新規上場時に行うファイナンス手続きと大きな差異はなく、概ね以下のような手続きとなります。</u></p> <p><u>（新設）</u></p>
42	<p>Q27 : コーポレート・ファイナンス助言業務に該当する具体的な業務内容を教えてください。</p> <p>A27 : J-Adviser 資格の取得、さらには J-Adviser 内における J-QS 認定を取得するための要件として、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を求めています。コーポレート・ファイナンス助言業務とは、<u>以下のよう</u>に担当会社に対する調査・確認業務や助言・指導に必要な専門性の高い業務をいいます。</p>	<p>Q26 : コーポレート・ファイナンス助言業務に該当する具体的な業務内容を教えてください。</p> <p>A26 : J-Adviser 資格の取得、さらには J-Adviser 内における J-QS 認定を取得するための要件として、コーポレート・ファイナンス助言業務に関する経験を求めています。コーポレート・ファイナンス助言業務とは、<u>資本市場における資金調達（新規上場、追加上場及び M&A を含む）の助言及び審査業務、公開支援業務をはじめ、上場会社支援関連業務、適時開示に係る業務など、</u>担当会社に対する調査・確認業務や助言・指導に必要な専門性の高</p>

ページ	新	旧																					
	<p>・<u>資本市場における資金調達（新規上場、M&A を含む）の助言及び審査業務</u></p> <p>・<u>新規上場支援業務</u></p> <p>・<u>上場会社支援業務（内部統制支援業務等）</u></p> <p>・<u>適時開示支援業務（上場会社における適時開示業務の経験を含む）</u></p> <p>なお、J-QS には、<u>上場適格性の調査・確認にあたって、担当会社に対する指導力の発揮のための十分な経験と高い知見が求められることから、未上場会社での上場準備や上記に該当しない管理部門業務の経験はコーポレート・ファイナンス助言業務に該当しません。</u></p>	<p>い業務をいいます。</p>																					
47	<p>2 上場会社が支払う費用 (1) 年間上場料 (略)</p> <table border="1" data-bbox="197 635 891 778"> <thead> <tr> <th>支払期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 月末日及び 9 月末日まで (左記の金額に TDnet 利用料を加算した金額の半額ずつ)</td> </tr> </tbody> </table>	支払期日	3 月末日及び 9 月末日まで (左記の金額に TDnet 利用料を加算した金額の半額ずつ)	<p>2 上場会社が支払う費用 (1) 年間上場料 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1182 635 1877 778"> <thead> <tr> <th>支払期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 月末日及び 8 月末日まで (左記の金額に TDnet 利用料を加算した金額の半額ずつ)</td> </tr> </tbody> </table>	支払期日	2 月末日及び 8 月末日まで (左記の金額に TDnet 利用料を加算した金額の半額ずつ)																	
支払期日																							
3 月末日及び 9 月末日まで (左記の金額に TDnet 利用料を加算した金額の半額ずつ)																							
支払期日																							
2 月末日及び 8 月末日まで (左記の金額に TDnet 利用料を加算した金額の半額ずつ)																							
48	<p>(2) 上場後の新株発行等に伴う料金 (略)</p> <table border="1" data-bbox="197 914 1153 1353"> <thead> <tr> <th>料金</th> <th>金額</th> <th>支払期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合 (注 1)</td> <td><u>他の種類の株式への転換が行われる株式の 1 株当たり</u>の<u>発行価格</u>×転換により発行された新株数×万分の 9</td> <td>1 月 1 日から 6 月末日までに行われた新規発行についてはその年の <u>9</u> 月末日まで 7 月 1 日から 12 月末日までに行われた新規発行については翌年の <u>3</u> 月末日まで</td> </tr> </tbody> </table>	料金	金額	支払期日	(略)			他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合 (注 1)	<u>他の種類の株式への転換が行われる株式の 1 株当たり</u> の <u>発行価格</u> ×転換により発行された新株数×万分の 9	1 月 1 日から 6 月末日までに行われた新規発行についてはその年の <u>9</u> 月末日まで 7 月 1 日から 12 月末日までに行われた新規発行については翌年の <u>3</u> 月末日まで	<p>(2) 上場後の新株発行等に伴う料金 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1182 858 2139 1407"> <thead> <tr> <th>料金</th> <th>金額</th> <th>支払期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合 (注 1)</td> <td><u>転換価格</u>×転換により発行された新株数×万分の 9</td> <td>1 月 1 日から 6 月末日までに行われた新規発行についてはその年の <u>8</u> 月末日まで 7 月 1 日から 12 月末日までに行われた新規発行については翌年の <u>2</u> 月末日まで</td> </tr> <tr> <td>新株予約権の権利行使の結果、上場株式が新たに発行された場合</td> <td><u>新株予約権の行使価格</u>×行使により発行された新株数×万分の 9</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	料金	金額	支払期日	(略)			他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合 (注 1)	<u>転換価格</u> ×転換により発行された新株数×万分の 9	1 月 1 日から 6 月末日までに行われた新規発行についてはその年の <u>8</u> 月末日まで 7 月 1 日から 12 月末日までに行われた新規発行については翌年の <u>2</u> 月末日まで	新株予約権の権利行使の結果、上場株式が新たに発行された場合	<u>新株予約権の行使価格</u> ×行使により発行された新株数×万分の 9	
料金	金額	支払期日																					
(略)																							
他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合 (注 1)	<u>他の種類の株式への転換が行われる株式の 1 株当たり</u> の <u>発行価格</u> ×転換により発行された新株数×万分の 9	1 月 1 日から 6 月末日までに行われた新規発行についてはその年の <u>9</u> 月末日まで 7 月 1 日から 12 月末日までに行われた新規発行については翌年の <u>3</u> 月末日まで																					
料金	金額	支払期日																					
(略)																							
他の種類の株式への転換が行われる株式が転換された結果、上場株式が新たに発行された場合 (注 1)	<u>転換価格</u> ×転換により発行された新株数×万分の 9	1 月 1 日から 6 月末日までに行われた新規発行についてはその年の <u>8</u> 月末日まで 7 月 1 日から 12 月末日までに行われた新規発行については翌年の <u>2</u> 月末日まで																					
新株予約権の権利行使の結果、上場株式が新たに発行された場合	<u>新株予約権の行使価格</u> ×行使により発行された新株数×万分の 9																						

ページ	新	旧
	<p>新株予約権の権利行使の結果、上場株式が新たに発行された場合</p> <p><u>新株予約権の発行価格×行使された新株予約権の個数+新株予約権の行使価格×行使により発行された新株数</u>×行使により発行された新株数×万分の9</p>	
	<p>2 メールマガジン (略) 株式会社東京証券取引所 上場推進部 IPO センター ipo@jpx.co.jp</p> <p>また、西日本エリアから IPO を目指される方で、個別面談をご希望の方は、大阪 IPO センターまで、ご連絡ください。 oipoc@jpx.co.jp</p>	<p>2 メールマガジン (略) 株式会社東京証券取引所 上場推進部 IPO センター ipo@jpx.co.jp</p> <p>(新設)</p>

【C 参考資料 上場後の提出書類一覧（内国株）の改訂について】

- ・ 2021 上場ガイドブック（TOKYO PRO Market 編）最終更新版からの主な改訂を、追加上書きは赤字下線、削除は赤字取消線で表記しています。

ページ	新			
197	<p>(1) 株主総会関係 ① 定時株主総会</p>			
	提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
	<p>(1) 株主総会招集通知書及び<u>株主総会資料その添付書類</u>（<u>会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより</u></p>	<p>発送日（<u>招集通知</u>）又は<u>電磁的な方法による提供日</u>（株主</p>		<p>TDnet（縦覧書類の登録）</p>

ページ	新			
	提供する場合を含む。)		総会資料)までに	
	<p>※1 定款変更があった場合は「(10) 定款変更関係」の項目を参照してください。</p> <p>※2 提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。</p> <p>※3 発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。電磁的な方法による提供開始後に、株主総会資料を修正し、修正した旨及び修正前の事項を記載した資料について電子提供措置をとる場合、当該資料についても東証への提出が必要です。</p>			
197	② 臨時株主総会			
	提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
	(1) 臨時株主総会に係る基準日等に関する通知書 (Target では「臨時株主総会」画面)	決議後直ちに		Target (直接入力)
	(2) 株主総会招集通知及び株主総会資料その添付書類 (会社法施行規則第94条第1項、同規則第133条第3項、会社計算規則第133条第4項又は同規則第134条第4項の規定によってインターネットにより提供する場合を含む。)	発送日 (招集通知) 又は電磁的な方法による提供日 (株主総会資料) までに		TDnet (縦覧書類の登録)
	<p>※1 定款変更があった場合は「(10) 定款変更関係」の項目を参照してください。</p> <p>※2 (2) については、提出後、上場会社が指定した日に公衆縦覧に供されます。</p> <p>※3 (2) については、発送後に会社法施行規則及び会社計算規則に基づいて記載内容を修正する場合、修正後の書類の提出は不要とします。電磁的な方法による提供開始後に、株主総会資料を修正し、修正した旨及び修正前の事項を記載した資料について電子提供措置をとる場合、当該資料についても東証への提出が必要です。</p>			
198	① 新株式発行 (②及び③を除く。)			
	提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
	(略)			
	<u>(6) 発行新株式数確定日に関する通知書</u> ※価格決定時に発行新株式数が未確定の場合のみ。	決定後直ちに		Target (PDF提出)
	(6,7) 有価証券通知書の写し (変更通知書の写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ。	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	不要	Target (PDF提出)
200	⑦ 新株予約権の発行 (ストック・オプションの発行を含む)			
	提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法

ページ	新											
	(略) (8) 新株予約権の内容その他条件の変更内容説明の通知書 ※発行後に権利行使価額等の変更を行った場合。	確定後直ちに		<u>開示資料で代用可</u> Target (PDF提出)								
205	④ 商号変更 (略) <u>※3 英文商号のみを変更する場合で、適時開示を行わない場合は、変更決定後直ちに、日本取引所グループウェブサイトより「英文商号変更通知」のフォーマットをダウンロードし、Targetから提出してください。(PDF提出)。</u>											
206	(7) 自己株式関係 ① 自己株式の取得 <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出時期</th> <th>有報非提出会社</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更後の定款(電磁的記録による提出) ※取締役会決議により自己株式を取得することができる旨を定款に定めた場合のみ。</td> <td>変更後 遅滞なく</td> <td></td> <td>TDnet(縦覧書類の登録)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 株主総会決議による自己株式の取得の場合は、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。</p>				提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法	変更後の定款(電磁的記録による提出) ※取締役会決議により自己株式を取得することができる旨を定款に定めた場合のみ。	変更後 遅滞なく		TDnet(縦覧書類の登録)
提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法									
変更後の定款(電磁的記録による提出) ※取締役会決議により自己株式を取得することができる旨を定款に定めた場合のみ。	変更後 遅滞なく		TDnet(縦覧書類の登録)									
206	①② 自己株式の消却 <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出時期</th> <th>有報非提出会社</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取締役会決議通知書 ※開示を行わない場合のみ。</td> <td>決議後直ちに</td> <td></td> <td>Target (PDF提出)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 株主総会関係書類については、「(1) 株主総会関係」の項目を参照してください。</p>				提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法	取締役会決議通知書 ※開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに		Target (PDF提出)
提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法									
取締役会決議通知書 ※開示を行わない場合のみ。	決議後直ちに		Target (PDF提出)									
206	②③ 自己株式処分に係る募集 自己株式処分に係る募集については、「(3) ⑤ 自己株式処分に係る売付け勧誘等」の項を参照してください。											
206	(9) 代表者等の変更 ① 代表者(東証に対する代表者である代表取締役等)の変更 <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>提出時期</th> <th>有報非提出会社</th> <th>提出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代表者変更通知書(Targetでは「会社基本情報(代表者変更)」画面)</td> <td>変更事由 発生後直ちに</td> <td></td> <td>Target (直接入力)</td> </tr> </tbody> </table>				提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法	代表者変更通知書(Targetでは「会社基本情報(代表者変更)」画面)	変更事由 発生後直ちに		Target (直接入力)
提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法									
代表者変更通知書(Targetでは「会社基本情報(代表者変更)」画面)	変更事由 発生後直ちに		Target (直接入力)									
	② 情報取扱責任者の変更											

ページ	新			
	提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
	情報取扱責任者変更通知書 <u>(Target では「その他(その他届け出書類)」画面)</u>	変更前 なるべく早く		Target (PDF提出)
<p><u>※ 届出内容には勤務先住所を含むため、本店所在地の変更に伴いご提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。</u></p>				
<p>③ 株式事務担当課の変更及び当該所在地の変更</p>				
	提出書類	提出時期	有報非提出会社	提出方法
	株式事務担当課変更通知書 (Target では「会社基本情報 <u>(株式事務担当課変更)</u> 」画面)	変更前 なるべく早く		Target (直接入力)
<p><u>※ 届出内容には株式事務担当者所在地を含むため、本店所在地の変更に伴いご提出が必要となる場合がありますのでご注意ください。</u></p>				

以 上